

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 課長補佐 海藤	<p>定刻よりちょっと早いんですけど皆さんお揃いになりましたので、只今から「特定生産緑地の指定手続き」に関する説明会を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しいところ説明会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を務めます都市計画課 課長補佐の海藤と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>説明会に先立ちまして、都市計画課長 松田よりご挨拶申し上げます。</p>
都市計画課 課長 松田	<p>皆さん、こんにちは。都市計画課長の松田と申します。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。このあと、担当の方から手続きについて細かい説明させていただきます。</p> <p>我々の方、説明した後に皆様からの質問をする時間を設けますので、疑問点等、解決する機会になればと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
都市計画課 課長補佐 海藤	<p>ここで本日出席しております市の職員を紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;職員紹介&gt;</p>
都市計画課 課長補佐 海藤	<p>続きまして皆様にお願いがございます。</p> <p>本日の説明会の記録を残すため、録音機器の使用をさせていただきますことをご了承願います。</p> <p>また、携帯電話、スマートフォンにつきましては、電源をお切りになるか、マナーモードの設定をお願いいたします。</p> <p>なお、説明会につきましては40分程度こちらから説明をさせていただきまして、その後、皆様からのご質問をお受けしたいと思っております。</p> <p>資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料ですね。</p> <p>まず、「説明会の次第」。</p> <p>横向きの「特定生産緑地の指定手続きに関する説明会」。</p> <p>「特定生産緑地の事前相談(第1期)のご案内」。</p> <p>「指定申請書 記入の見本」。</p> <p>「指定同意書 記入の見本」。</p> <p>「営農概要書 記入の見本」。</p> <p>「委任状参考様式」。</p> <p>「生産緑地の肥培管理に関する確約書」。以上8点。</p> <p>クリップ止めにしてしております、同一名義ごとにA3サイズの</p> <p>「指定申請書」。</p> <p>「指定同意書」。</p> <p>「営農概要書」。</p> <p>これが同一名義ごとに3枚1セットになっていると思うんですけども、不足、足りない方いらっしゃいますか。大丈夫そうですかね。</p> <p>ではこの後早速、内容について説明をさせていただきます。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>都市計画課の古田と申します。これから、特定生産緑地の指定手続きに関する説明会ということでご説明いたします。失礼して着座にてご説明いたします。</p> <p>お配りしました封筒の中には、表紙に特定生産緑地の指定手続きに関する説明会と記載がある資料をご用意ください。</p> <p>それでは、資料の1ページをご覧ください。本日ご説明する内容、大きく分けて6項目ございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.申請手続きの流れ</li> <li>2.提出書類一覧</li> <li>3.書類の書き方等</li> <li>4.書類のまとめ方</li> <li>5.土地登記事項証明書、公図の写しの取得先</li> <li>6.申請にあたっての注意事項</li> </ol> <p>以上となります。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。</p> <p>申請手続きについて流れをご説明いたします。こちら画面に表示の、フロー図の左から読み上げていきます。</p> <p>令和7年11月にありますのが、本日ご参加いただいております申請手続き説明会になります。</p> <p>こちらの説明会の後、皆さまには申請の書類をご用意いただき、来年の1月、2月に開催する「第1期 事前相談」の方にご参加していただきます。なお仮換地先がまだ確定していないなど、その場合相談が難しいと思いますので、来年の7月、8月に実施予定の「第2期 事前相談」の方ですね。こちらにご参加ください。</p> <p>事前相談の詳細については、後ほどご説明としますが、「申請書類のチェック」と、「特定生産緑地として認められる農地かどうか」を事前に確認させていただく機会となります。こちらの事前相談で、書類に不備があればご修正をいただき、3月に「本申請」ということで、書類をもって再度ご来庁をいただいて、正式に申請をしていただきます。事前相談の段階で、お持ちの生産緑地が“農地として適正に管理されていない”場合は、特定生産緑地への指定はできません。</p> <p>具体的に言いますと、コンクリートやアスファルトで舗装をしていたり、生産緑地に建ててはいけない建物が建っていたり、耕作放棄により荒地となっていたり、収穫している実態がない場合が考えられます。</p> <p>農地として適正に管理されていない生産緑地については、来年の7月、8月に行う第2期の事前相談までに是正をしていただければ、2回目の事前相談をして、本申請の方に進むことができます。</p> <p>特定生産緑地に指定するためには、こちらの第2期の事前相談までに必ず申請をお願いいたします。</p> <p>その後、令和9年の5月、こちらに「変更申請」と書いておりますが、指定区域を減らす場合、または指定をやめる場合の申請を受け付ける機会を設けさせていただきます。もし、現時点で特定生産緑地に指定するか迷われている場合は、一旦事前相談、本申請と進んでいただき、こちらの変更申請のタイミングで指定区域を減らすこと、またはやめることができますので、そのような形でお願いいたします。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>続きまして資料の3ページをご覧ください。</p> <p>事前相談及び本申請の内容について詳細をご説明いたします。事前相談では、申請者の方に申請書類一式をお持ちいただきます。</p> <p>事前相談当日は、市で作成したチェックシートを用いまして、</p> <p>①申請書類に不備がないか の確認。</p> <p>それから、市で行った現地調査の結果に基づいて、</p> <p>②肥培管理状況の確認 をさせていただきます。</p> <p>その後、チェックシートをお渡ししますので修正がありましたら修正いただく内容の確認と、</p> <p>③本申請の日程を予約 していただきます。</p> <p>この際に、特定生産緑地として認められない農地につきましては、第二期の事前相談までに農地として戻していただくことになりますので、第一期の本申請の方には進めません。</p> <p>事前相談と本申請の間に★があるところなんですけれども、事前相談を受けました本申請に進む農地につきましては、都市計画課から農業委員会に農地として適正に管理されているかというところについて、最終確認を行わせていただきます。</p> <p>そちらの手続きが済んだ後に、本申請ということで、事前相談時にご予約いただいた日程で再度来庁していただき、</p> <p>④申請書類の提出 をしていただくという流れになります。</p> <p>本申請の際には、事前相談の時にお持ちいただいた申請書類一式とこちらからお渡ししたチェックシートの2点、以上をお持ちいただきます。</p> <p>以上が申請手続きの流れになります。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。</p> <p>2.提出書類一覧 です。上から順番に読み上げさせていただきます。</p> <p>①特定生産緑地指定申請書</p> <p>本日お配りしましたA3の白と黄色の両面刷りの資料になります。こちらは同一名義ごとに1枚ご提出をいただきます。</p> <p>②特定生産緑地指定同意書</p> <p>同じくお配りしましたA3両面刷りのものになります。こちらは、利害関係人ごとにご提出いただきます。なお、納税猶予を受けている方につきまして、その場合は税務署も利害関係人というふうになるんですけども、税務署長の同意につきましては流山市で一括で取得しますので、土地所有者様から税務署に同意を取っていただく必要はございません。</p> <p>③営農概要書</p> <p>こちらも配布しましたA3の片面刷りですね。筆をたくさんお持ちの方は何枚か入っているかと思います。こちらも同一名義ごとに1枚ご提出をいただきます。</p> <p>以上3点の資料については、本日印字したものをお配りさせていただいておりますが、編集できる形式の様式データを市のホームページでもアップしておりますので、そちらは印字のないものになってしまふんですけども、必要な方はホームページからダウンロードしてご使用いただけます。また、印字版の用紙が足りないよという方につきましては、コピーして使っていただいても大丈夫ですし、市の窓口まで来ていただければお渡しすることも可能です。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>④土地登記事項証明書 こちらは指定する筆ごとにご用意をお願いいたします。</p> <p>⑤公図の写し 申請書ごと、筆ごとにご用意いただく形になります。 ※5にありますように、すべての筆が一枚の範囲に収まらない場合は、複数枚に分けてご提出をお願いいたします。 以上、④と⑤については、法務局の方で取得するものになりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>⑥印鑑登録証明書 こちらは①の申請書、②の同意書に実印を押していただくんですけれども、こちらの実印が正しいかどうかを市で確認するために添付いただくものになります。ですので、申請書・同意書ごとに1枚ずつ、ご用意をお願いいたします。ただし、印鑑登録証明書を何枚か付ける必要がある場合なんですけれども、原本は1部で結構です。残りはコピーを添付いただければ結構ですので、原本は1部で大丈夫と覚えていただければと思います。 こちらは、流山市役所の市民課、または出張所の方で取得することができます。 先ほどの④、⑤とこちらの⑥ですね、以上の3点につきましては、事前相談の時点で発行より3ヶ月以内のものをご提出ください。 続きまして、⑦、⑧、⑨につきましては、生産緑地が運動公園周辺地区の区画整理地区内にある場合のみ、必要な書類になりますので、該当する方はお聞きください。</p> <p>⑦仮換地指定通知書又は仮換地証明書の写し 仮換地指定通知書は、流山区画整理事務所から所有者の方に通知としてきてるかと思います。こちらの通知、もし紛失してしまったという方については、流山区画整理事務所の方に証明願といふものを提出いただくことで、この仮換地証明書を発行することができると伺っていますので、そういった方は、区画整理事務所にお問い合わせをお願いします。</p> <p>⑧仮換地先のわかる図面 仮換地指定通知書とセットで仮換地先の分かる図面の添付をお願いします。</p> <p>⑨肥培管理に関する確約書 こちらは本日お配りした封筒の中に1枚入っているかと思います。これは、区画整理で現在土地が使用できない場合にご提出をいただくものになります。 続きまして、⑩その他 といたしまして、例えばなんすけれども委任状としています。これは申請を委任される場合ですね。そして、今年の8月末締切で「指定意向の申出書」という黄色い紙の方を皆様にお出ししていると思うんですけども、そちらを提出のときに、委任状を既に出しているという方については委任状は不要です。ですがまだ委任状を付けてないけど、申請を誰かに委任する場合はですね、こちらの「委任状」のご添付をいただければと思います。それから、遺産分割協議書とありますけれども、今回の申請対象となる生産緑地について相続が発生した場合、相続登記をしてもらうと思うんですけども、登記がまだ済んでないという方につきましては、遺産分割協議書等をご添付いただければと思います。それから、こちらの測量図につきましては後ほどご説明するんですけども、今回の指定にあたって分筆をされる予定の方ですね。分筆登記まだしていないよって方については、測量図をご添付いただけますので、このように記載しております。こちらの⑩に関しては、必要に応じて添付していただくものになりますので、ちょっとわからないよって方については、都度ご相談いただければと思います。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>続きまして資料の5ページをご覧ください。</p> <p>こちらの指定同意書ですね。指定同意書を書く人、利害関係人についてというところをおさらいでご説明させていただきます。</p> <p>利害関係人とは、共有者のほか、土地に関する権利を有する全ての方を指し、抵当権や借地権、小作権、権利の設定がされている場合は、全ての方について同意を取る対象となってきます。そのために、この同意書という用紙が存在するというふうに考えていただければと思います。</p> <p>それで、この利害関係人ってどこをどうやって確認したらいいの？という話なんですけれども、先ほどもご案内した提出書類の中に、土地登記事項証明書というのをご案内したと思うんですが、それを取っていただくと、こちらに「所有権」を持つ利害関係人が記載されておりまして、その下には「所有権以外の権利」を持つ利害関係人。抵当権者とかですね。そういう方の情報が記載されております。こここの箱に書かれている方の全ての同意を取得する必要があります。</p> <p>ただし、先ほどお話ししたんですけれども、相続税の納税猶予を受けられている方は、こちらに、抵当権者「大蔵省または財務省(取扱庁:税務署)」という記載があるかと思います。こちらの納税猶予については、市が一括して、税務署の同意を取りますので、土地権利者ご自身が同意書を取得していただく必要はございませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして資料の6ページをご覧ください。</p> <p>3.書類の書き方等 です。注意すべきところのみ抜粋してご案内します。</p> <p>①指定申請書です。</p> <p>こちらの申請書ですね、同一名義ごとにお持ちの生産緑地情報を印字させていただいております。指定意向の申出書、黄色い紙をお出し頂いたときに、希望するとご回答をいただいた筆のみ、印字しております。こちらの情報に誤りですとか、変更とかそういうのがありましたら、都市計画課までご連絡ください。</p> <p>こちらの申請書の一番上ですね、こちらの箱に申請者のお名前・住所・ご連絡先をご記入いただいて、実印を押印してください。土地が共有名義の場合は、どなたかを“代表者”として記入いただいて、他の共有者については、同意書の方をご提出いただきます。</p> <p>例えば、同じ土地を世帯主の方と配偶者様、お二人の共有名義でお持ちの場合ですね。仮に世帯主の方が“代表者”として申請いただきますと、配偶者の方は“利害関係人”として同意書をご提出いただきます。</p> <p>続きまして、こちらの真ん中の欄に行きますと、生産緑地地区番号とか、指定年月日があらかじめ記入しているんですけども、その下の「相続税の納税猶予」というところにつきましては、希望する生産緑地、一筆でも納税猶予がついている場合は有を、一筆も納税猶予がついていないよという方は、無に○を付けてください。</p> <p>次に右ですね、所有者との関係というところにつきましては、基本的には“ご本人”というふうになるかと思いますが、仮にご本人様が直接書類を書くことが困難な場合につきましては、代筆で申請書をご作成いただいて大丈夫です。その場合、「委任状」のご提出をお願いいたします。指定意向の申出書の提出時に「委任状」を提出している方は、委任状不要になります。</p> <p>続きましてこの下、「生産緑地明細書」とありますて、お持ちの筆の情報を印字させていただいております。こちらの黄色い枠のところに、指定を希望する面積、申請面積と、「所有権以外の権利」というところ、書く欄がありますので、土地登記事項証明書の方を見ながらですね、ご記入いただければと思います。また、指定を希望しない筆が印字されていた場合は、こちらのように、横線で消していただけますようお願いいたします。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>続きまして資料7ページをご覧ください。</p> <p>②指定同意書の記載例になります。こちらの同意書にも筆情報を印字しております。</p> <p>先ほどの申請書は代表者の方に書いていただきましたが、こちらは土地の代表者以外の所有者ですか、その他の権利者の方が記入をするものになります。</p> <p>こちらも同じように、住所・氏名・連絡先をお書きいただいて実印を押してください。“権利の種類”というところがこちらにあるんですけれども、ここには所有権、地上権、抵当権など、土地登記事項証明書のとおり記載をお願いします。</p> <p>資料の8ページをご覧ください。</p> <p>③営農概要書についてです。こちらは申請地の主な作物について、該当するものに○をつけていただくようお願いします。</p> <p>真ん中あたりに農業用施設の種類と面積という欄がありますが、こちらにはビニールハウスですか、温室・農機具小屋・貯蔵庫・休憩所などですね、そういうた“具体的な施設名”とそれからその面積を記載してください。</p> <p>そちらの右の欄、申請農地における主な農業従事者とありますが、こちらの欄には申請時点における主な農業従事者の方、すべての情報を記載してください。</p> <p>資料の9ページをご覧ください。</p> <p>④土地登記事項証明書の見方についてです。こちらは法務局で取れるものになりますが、説明の方は割愛いたしますので、お時間のあるときにご確認いただければと思います。</p> <p>資料の10ページをご覧ください。</p> <p>⑤公図の記載例です。こちらも法務局で取得するものになります。</p> <p>公図については、提出の際に申請区域を赤線で囲っていただくようお願いいたします。公図が複数枚にわたる場合も、すべての区域がわかるように囲んでください。</p> <p>資料の11ページをご覧ください。</p> <p>⑦仮換地先がわかる図面の記載例になります。こちらは運動公園の区画整理地区内の話ですね。これは仮換地指定書とセットでご提出いただく図面になるんですけども、申請区域がわかるように赤線で囲っていただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、最初の方のスライドで、提出書類一覧のところで「同一名義ごと」という言葉を使ったんですけども、こちらの内容につきまして例を挙げて説明いたします。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>資料の13ページをご覧ください。</p> <p>先ほど土地が共有名義の場合、どなたかを“代表者”としてお決めいただいて、他の共有者については同意書をご提出いただきますとご説明しました。例を挙げて「同一名義ごと」を説明します。</p> <p>「同一名義ごと」とは、「所有者が同じである生産緑地の筆のまとまり」と定義させていただきました。皆様にお配りしている申請書類には、この同一名義ごとにお持ちの筆情報を印字させていただいております。土地区画整理事業、施工区域内運動公園周辺地区においては、令和7年4月時点で仮換地指定済みの情報のみ印字しております。</p> <p>例ですね、平和台70-1、70-2はAさんのみが所有。平和台99-1と99-2はAさんとBさんで共有。平和台85-1はBさんのみが所有している場合についてです。</p> <p>AさんとBさん、それぞれが単独で持っている分については、それぞれが申請書を作成していただきます。真ん中のAさんとBさんが共同所有している分は、先ほどご案内したとおり、申請書類を作成する代表の方決めていただいて、もう一方の方が同意書を作成します。</p> <p>皆様にお配りしている封筒ですが、このような共有名義のものについては、共有者の方、全ての方に申請書を同封しています。なので、ダブリもございます。ただ、共有名義の場合は1枚申請書を出していただければいいので、ダブっている申請書については、使用しなくて大丈夫なものになります。</p> <p>資料の14ページをご覧ください。</p> <p>ここから、スライド2枚を1ページに印刷しております。</p> <p>提出書類について、先ほどの例を用いて、必要書類のご案内をしていきます。まず、例1として、利害関係人がいない生産緑地をお持ちの場合についてです。</p> <p>図のとおり、Aさん2筆の生産緑地をお持ちで、すべてを特定生産緑地に指定希望をする場合について取り扱います。</p> <p>その下の表をご覧ください。</p> <p>この場合、申請書についてはAさんだけになりますので、1通で大丈夫です。</p> <p>同意書については、今回共有している方もいないですし、利害関係人もないので提出は不要です。</p> <p>③営農概要書につきましては、こちらのAさんのみですね。1通ご用意ください。</p> <p>④土地登記事項証明書、⑤公図の写しについては、筆分用意してください。</p> <p>⑥印鑑登録証明書につきましては、今回Aさんだけですね。こちらの1通を添付してください。</p> <p>続きまして、資料の16ページをご覧ください。</p> <p>すいません、こちらで資料に1点誤りがございました。皆様にお配りしている図ですと、ここの下の筆の名前が平和台70-2というふうになっていると思うんですけど、こちらが平和台99-2の誤りですので、大変失礼いたしました。</p> <p>例2としまして、共同所有者のいる生産緑地をお持ちの場合で、こちら両方とも特定生産緑地に指定希望する場合について取り扱います。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>その下の表をご覧ください。</p> <p>Aさん、Bさんで共同所有していますので、申請書の代表者を仮にAさんとします。</p> <p>この場合、①指定申請書をAさんが記入いたします。</p> <p>②指定同意書につきましては、共同所有者のBさんが書いていただきます。</p> <p>③営農概要書につきましては、Aさんに記入していただきます。</p> <p>④と⑤は同じですね。筆分をご用意いただきます。</p> <p>⑥印鑑登録証明書につきましては、今回AさんとBさんが出てきていますので、2人分の印鑑登録証明書をご用意ください。</p> <p>続きまして資料の18ページをご覧ください。</p> <p>では、残ったBさんが単独所有している筆についてです。この1筆をすべて特定生産緑地に指定希望する場合についてです。</p> <p>こちらは、先ほどのAさんが単独所有している場合と同様の考え方となりますので、説明は割愛します。</p> <p>続きまして、資料の20ページをご覧いただきたいのですが、</p> <p>この件は共同所有の他に銀行とかの抵当権などが付いているケースの説明になるので、該当しないという方は、話半分で聞いていただければと思います。</p> <p>この例は、平和台50-1と50-2、両方ともCさん、Dさんが共同所有していますが、50-2の筆だけE銀行の抵当権が付いているという想定になります。</p> <p>この場合は、CさんとDさんが共同所有をしていますので、申請書の代表記入者、Cさんとしていただいた場合は、</p> <p>①指定申請書はCさんが記入いたします。</p> <p>②の同意書につきましては、今回、利害関係人の方が共同所有しているDさん、それから抵当権者のE銀行、こちらの2名が利害関係人となりますので、この二方分の2通をご用意いただきます。</p> <p>③営農概要書は、指定申請書を書く人が書いてください。</p> <p>④、⑤は同じように筆分を用意いただいて、</p> <p>⑥印鑑登録証明書につきましては、今回、登場人物がCさんとDさんとE銀行ですね。この三方がいらっしゃいますので、その分の3通をご用意いただきます。</p> <p>続きまして資料の22ページをご覧ください。</p> <p>例5としまして、筆の一部を特定生産緑地に指定する場合についてご案内します。</p> <p>表の上段、例1にありますとおり、現在筆の全部を生産緑地としており、この中の一部だけを特定生産緑地に指定したい場合についてです。</p> <p>この場合は分筆登記をお願いいたします。</p> <p>表の下段例2は、今現在生産緑地が筆の一部の指定になっている場合で、この区域をそのまま特定生産緑地に指定したい場合になります。</p> <p>この場合分筆は不要です。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>資料の23ページをご覧ください。</p> <p>今挙げた例で必要書類の提出数をご案内いたします。</p> <p>例の5-1、先ほどの上段の話ですね。</p> <p>生産緑地のうち一部を特定生産緑地にしたい場合ですね。この場合は分筆登記をお願いいたします。</p> <p>資料の24ページをご覧ください。</p> <p>この場合必要な書類は表のとおりになりますが、ご注意いただきたいのは、④土地登記事項証明書についてです。</p> <p>この場合、今回2筆なので2通分必要になりますが、この2筆とは分筆後のものをご提出ください。</p> <p>ただし、最初の方にちらっと申し上げたんすけれども、申請時までに登記まで間に合わない方は、測量図をご用意いただければ受付はいたします。</p> <p>なお、登記は測量をしてその測量結果をもって登記とするんですけども、登記が完了しましたら、その新しい登記事項証明書は後日で構いませんので、都市計画課までお持ちになっていただくようお願いいたします。</p> <p>⑤公図の写しについても同様です。</p> <p>続きまして、資料の25ページをご覧ください。</p> <p>例の5-2は、先ほどの下段の話ですね。</p> <p>もともと筆の一部を生産緑地指定していて、それをそのまま特定生産緑地にする場合です。この場合は、今回新たに測量図の提出は必要ないので、表のとおり資料ご用意いただければ大丈夫です。説明は割愛いたします。</p> <p>以上で提出書類の例示は終わります。この他に、この場合はどうするの？というご質問がございましたら、直接都市計画課までご相談いただければと思います。</p> <p>資料の27ページをご覧ください。</p> <p>5.土地登記事項証明書と公図の写しの取得先になります。</p> <p>取得先は、千葉県の法務局の松戸支局となります。取得について不明な点がございましたら、直接法務局の方にお問い合わせをお願いいたします。</p> <p>続きまして資料の28ページをご覧ください。</p> <p>6.申請にあたっての注意事項です。</p> <p>こちら、最初の方に一度ご説明をしたんですけども、改めてご説明いたします。</p> <p>①農地等の適正管理ができていない 場合。</p> <p>②生産緑地等農地の肥培管理がなされていない 場合。</p> <p>この場合につきましては、特定生産緑地に指定できませんのでご注意をお願いいたします。</p>

	令和7年度 特定生産緑地手続き説明会
都市計画課 古田	<p>最後に、もう一枚お配りしました資料のご説明させていただきます。「特定生産緑地の事前相談(第1期)のご案内」です。こちらをご用意ください。</p> <p>最初の方にご案内しました、第一期の事前相談及び本申請の日程のご案内のチラシでございます。また少し先の日程ではございますが、本日より予約の受付は開始しておりますので、ご都合が確定次第、市の都市計画課までご連絡いただければと思います。</p> <p>事前相談は全部で15日間で、それぞれ6枠ですね。各1時間ごとで、個別の相談になります。本日の説明会終了後にすぐご予約いただくこともできますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で説明は終わります。ご清聴ありがとうございました。</p>